

局地的な集中豪雨に備えた河川改修、雨水管渠及び下水道施設等の整備に関する意見書

局地的な集中豪雨による都市型水害対策として、治水安全度の向上のための河川改修や、雨水管渠、下水道施設等の浸水対策に係る施設の整備及び良好な維持管理が不可欠となっている。

本市においては、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴う被害リスクの増大に対し、防災・安全交付金制度等も利用しながら、河川改修事業、下水道施設整備事業による浸水対策を実施するとともに、老朽化が進む河川排水機場、雨水管渠及び下水道施設等を、長寿命化計画などにに基づき適切な維持更新を図っている。こうした取り組みにより、水害に強い都市をつくるとともに、安心安全な市民生活の確保を図ってきたところである。

しかしながら、近年都市部で起こる局地的な集中豪雨の強さ、発生回数、被害を鑑みると、整備水準が低い都市河川や準用河川を重点的に改修するとともに、関連する普通河川や雨水管渠、下水道施設等の整備や維持修繕を迅速かつ継続的に進める必要があり、その予算確保が喫緊の課題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 都市河川や準用河川の改修及び維持修繕への財政支援を拡充すること。
- 2 普通河川や雨水管渠等の整備及び維持修繕に必要な交付金制度を創設すること。
- 3 下水道施設等の整備及び維持修繕に対する国庫補助の要件緩和など、下水道整備への財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9 月27日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(防 災)

宛 (各 通)